

宝塚市立病院指定代理納付業務仕様書

宝塚市立病院の診療費等のクレジットカード決済に係る指定代理納付業務について、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

クレジットカード決済に係る指定代理納付業務

2. 目的

- (1) 患者様の利便性向上を図る。
- (2) クレジットカード支払いの導入により、未収金発生を未然に防止するなど収納業務の円滑化と省力化を図る。

3. 業務概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定及び宝塚市病院事業管理者事務委任規則に基づく指定代理納付者として、病院における診療費等の支払いについて、クレジットカードを利用した決済システムを提供し、代理納付業務を行う。

4. 業務の運用方法

- (1) カード決済取扱い用端末機はICカード・磁気カード共用で、他ブランドカードとの共同使用が可能なものとする。台数は7台とする。
設置場所は、1階受付ロビー6台、救急外来受付1台の2ヶ所とし、365日24時間稼働体制とする。
- (2) 決済対象となる「診療費等」とは、入院診療費及び外来診療費の他、室料差額や文書料等の保険外負担分も含むものとする。
- (3) カード決済取扱い用端末機及びその設置費用は事業者が負担すること。PINパッド等の付属品やロール紙等消耗品の費用も全て事業者の負担とすること。また、アフターサービス、メンテナンスを定期的に確実に実施すること。なお、電話回線設置費用、オーソリ処理に係る通話料金は宝塚市立病院が負担する。
- (4) 通常の使用状況下でのカード端末機の故障時の保証・修理費用は事業者の負担とし、故障時は速やかに対処すること。
- (5) 取扱可能なクレジットカードのブランドは、「VISA」、「MasterCard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」のうちいずれか又は複数とし、それ以外は提案による。ブランド毎の個別契約は原則行わず、できる限り集約する。
- (6) 取扱い支払い回数（区分）は、1回払い、分割払い及びリボルビング払いとする。
- (7) クレジットカードにおいて、契約方式は第三者納付の立替払い方式とする。
- (8) クレジットカード納付による立替金を振り込む際の手数料は、事業者の負担とする。
- (9) 手数料率はできるだけ低廉とし、手数料の支払方法は、事業者からの別途請求書による後払い方式か、当院への入金額と相殺する方法のどちらかとする。
- (10) 当院への入金に関しては取扱い支払い回数に関係なく、取扱期間が月初めから15日までは当月末までに、16日から月末までは翌月の15日までにあらかじめ指定

する口座に振り込む事を基本とする。締切日、入金日が金融機関の休業日に当る等の場合は別途調整とする。なお、入金明細書を入金日の3日前までには当院に提出すること。入金日の3日前が休業日に当る等の場合は別途調整する。

(11) その他、当該業務を実施するうえで必要な業務は事業者が実施すること。

5. 教育・研修体制

事業者は取扱い開始前に当院の職員及び委託業者に対して端末の操作研修を充分に行うこと。

6. 入金の不履行

事業者の責により納期までに当院への入金がなされなかった場合、事業者がその責を全うすること。

7. トラブル対応

事業者はトラブル発生時や問い合わせに関して、24時間対応可能な体制をとること。また、金額の入力誤り等によるカード利用者への訂正連絡については、事業者の責任において実施すること。

8. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律及び宝塚市個人情報保護条例を遵守し、厳重に取り扱いすること。

9. 損害賠償

業務中に、事業者の責に帰すべき事由により当院に損害を与えた場合は直ちに当院への詳細な説明を行い、当院の指示により賠償の責に任じなければならない。また第三者に損害を与えた場合は事業者の責任において解決しなければならない。当該賠償の費用等は事業者が負担するものとする。

10. 業務開始期間

令和4年4月1日（金）（予定）

11. 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

12. その他（参考データ）（令和2年度）

病床数		436床（許可）	389床（実稼動）
患者数	区分	延患者数	1日平均
	入院	108,265人	297人
	外来	200,787人	816人
医業収益	区分	年間	患者1人1日平均
	入院	6,544百万円	60千円
	外来	3,694百万円	18千円
クレジットでのお支払い		5.2億円	